

中小企業・小規模事業者のための

相談
無料

秘密
厳守

働き方改革推進サポートデスク

働き方改革とは、「一億総活躍社会を実現するための改革」で、中小企業を含む全ての企業で対応が必要です。

現状、働き方改革に未着手の企業では、今後、労使トラブルや人手不足に一層頭を悩ませることになるかもしれません。

そこで、刈谷商工会議所では「働き方改革」をきっかけに「従業員満足度・労働生産性を高めて企業業績向上に導く働き方改革」を推進するために、『働き方改革推進サポートデスク』を開設致します。

特に、法改正を受けて法律違反となれば罰金や行政処分などを受けることになるかもしれません。しかし、「働き方改革を推進する企業」には、助成金や就業規則等作成支援ツール等の様々な支援策が充実していますので、何から取り組めば良いか分からないと、お困りの皆様は、刈谷商工会議所『働き方改革推進サポートデスク』をご利用ください。

サポートデスクでは、各方面での働き方改革推進に関する相談窓口と連携し、具体的なアドバイスや対応策等、働き方改革推進に関するあらゆる疑問の解決をお手伝い致します。

対象者 刈谷市内に本社、工場等拠点がある中小企業（従業員300人以下または資本金3億円以下）の方
※但し、刈谷商工会議所会員事業所の方に限り、市外の事業所の方もお申込みできます。

（設立の背景・本事業の趣旨）

2019年4月以降順次適用開始される「働き方改革法」は、各項目の適用開始時期や、中小企業への適用が、大企業よりも時間的猶予が与えられている項目も多い。

しかし、「何から着手すれば良いか?」「違反もしくは対応不十分な場合の罰則等のペナルティ」など、施行後、中小・小規模企業で問題化しそうな事項も数多存在し、改正労働基準法の施行は全企業を対象に一斉に適用される項目もあるなど、中小企業がすべてに対して猶予されているわけではありません。

そこで、刈谷商工会議所では労働基準監督署や愛知労働局、愛知働き方改革推進支援センター等との連携を軸に、「働き方改革推進サポートデスク」を開設し、中小企業・小規模事業者が気軽に相談できる窓口の創設に至りました。

何かひとつでも該当した方は・・・

- 働き方改革がどういったものか教えてほしい
- 当社の就業規則が法令違反状態でないか確認したい
- 当社で使える助成金があるか確認したい
- 就業規則・36協定を作成するにはどうしたらいいの

ご相談の依頼は
刈谷商工会議所まで
（平日 8:30～17:30）
TEL: 0566-21-0370
担当者: 杉浦

刈谷商工会議所

<ご紹介先>

- ・愛知労働局
- ・刈谷労働基準監督署
- ・愛知働き方改革推進支援センター
- ・刈谷モノづくり大学

公的支援機関・企業等と連携した相談体制

働き方改革推進に関し、必要なアドバイス、各種助言や、専門家及び専門支援機関の照会・斡旋を行います。ご相談案件の内容や相談対応を通じて知り得た情報について守秘義務を厳守いたします。

『働き方改革推進サポートデスク』

個別相談申込書

令和 年 月 日

企業概要	企業名			
	代表者名			
	業種			
	所在地			
担当者	氏名	所属		
		役職		
	連絡先	(電話)		
相談事項	内容	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたら良いかわからない <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 就業規則・36協定を作成したい <input type="checkbox"/> その他()		
	以下に、具体的内容をご記入ください。(別添可)			

●働き方改革推進サポートデスク(本事業)の利用について【重要】

- ・アドバイスによる情報提供に関して、利用企業に損害が生じても、刈谷商工会議所及び関係機関はその責任を一切負わないものとします。
- ・アドバイザーは情報提供の内容に関して、故意又は重大な過失がある場合を除いて、利用企業に損害が生じても、刈谷商工会議所及び関係機関はその責任を一切負わないものとします。

●個人情報の保護及び守秘義務の厳守について

本申込書でお伺いする個人情報は、刈谷商工会議所からの連絡と本紙記載の関係機関との情報共有、本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者には提供いたしません。